

大分県報

平成三十一年
第三〇六〇号
二月十九日

(火曜日)

目次

告示

- 一 保安林の指定……………
- 二 遊漁規則の変更認可(二件)……………
- 三 道路の供用開始……………
- 四 大分県土地利用基本計画の変更……………

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十分の一に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………

公告

二〇一九年度警察官A採用共同試験及び大分県警察官A(女性)採用試験公告……………

○告示

大分県告示第八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十一年二月二十九日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

杵築市山香町大字下字奥ヶ迫三八一八番、字坂水三八七一番から三八七四番まで、三八七五番一、三八七五番二、三八九三番、三八九四番、三八九五番一、三八九七番、三八九

平成三十一年二月十九日

八番、三九〇番、三九〇一番一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字坂水三八七一番・三八七三番・三八七五番二・三八九四番・三八九五番一・三八

九七番・三八九八番・三九〇番・三九〇一番一(以上九筆について、次の図に示す

部分に限る。)、三八七二番、三八七四番、三八七五番一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第八十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 漁業権者の名称及び住所

玖珠郡漁業協同組合

玖珠郡玖珠町大字塚脇百三十七の一

二 漁業権の免許番号

内共第六号

三 遊漁規則の変更の内容

変更箇所

変更後

変更前

大分県報(告示)

第七條 (遊漁料の額及び納付の方法)第一項	第七條 珍珠郡漁業協同組合事務所、各支部の遊漁券取扱所及び漁場監視員に納付するときの遊漁料は次のとおりとする。	魚種 (略)	漁具・漁法 (略)	期間 (略)	遊漁料 (略)
	第七條 珍珠郡漁業協同組合事務所、各支部の遊漁券取扱所及び漁場監視員に納付するときの遊漁料は次のとおりとする。	魚種 (略)	漁具・漁法 (略)	期間 (略)	遊漁料 (略)
		うなぎ		一日	一、〇〇〇円
		こい		一日	三、四〇〇円
		おいかわ(はえ)	手釣	一年	三、〇〇〇円
		えのは	竿釣	一年	三、〇〇〇円
		すっぱん			

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成三十一年四月一日

大分県告示第八十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年二月十九日

大分県知事

広 瀬 貞

一 漁業権者の名称及び住所

津江漁業協同組合

日田市中津江村合瀬千四百一

二 漁業権の免許番号

内共第十二号

三 遊漁規則の変更の内容

変更箇所

変更後

変更前

第七條 第七條(略) (遊漁料の種類及び納付の方法)第二項及び第三項	2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、右欄に掲げる額とする。ただし、これらの遊漁料の併用は認めない。	中学生以下の者	無料
	2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、右欄に掲げる額とする。ただし、これらの遊漁料の併用は認めない。	中学生以下の者	無料
3 3 3	3 3 3	女性	第一項に規定する額の千円引き(ただし、対象は一年券のみとする。)
3 3 3	3 3 3	満六十歳以上の者	第一項に規定する額の千円引き(ただし、対象は一年券のみとする。)

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成三十一年四月一日

大分県告示第八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

大分県知事

広 瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道豊後高田安岐線

国東市安岐町矢川字長瀬九六八番一から国東市安岐町矢川字長瀬九二三番三まで

平三一・二・一九

大分県告示第八十四号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、平成三十一年二月四日、次のように大分県土地利用基本計画の一部を変更した。

なお、変更した大分県土地利用基本計画図は、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県土地利用基本計画図の変更

一 次の市における農業地域の拡大

中津市

二 次の市における農業地域の縮小

中津市

三 次の市町における森林地域の縮小

中津市、杵築市、国東市及び日出町

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成三十一年二月十六日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年二月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、四九五人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二一、八四三人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、一〇九人
別府市	三二、六五七人
中津市	二三、〇六八人
日出市	一八、四九〇人
佐伯市	二〇、七六三人
臼杵市	一一、一六二人
津久見市	五、二六四人
竹田市	六、四六二人
豊後高田市	六、四四五人
杵築市	八、四五五人
宇佐市	一五、九一六人
豊後大野市	一〇、五一二人
由布市	九、七〇一人
国東市・姫島村	八、八七〇人
日出町	七、八八八人
九重町・玖珠町	七、一五六人

〇三 四

2019年度警察官A採用共同試験及び大分県警察官A（女性）採用試験公告
平成31年2月19日

大分県人事委員会

次のとおり、2019年度警察官A採用共同試験及び大分県警察官A（女性）採用試験を行います。

なお、警察官A採用共同試験は、警視庁（東京都）及び愛知県・大阪府警察本部と共同で行います。

1 試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容

試験種類	試験区分	採用予定者数				職務の内容
		大分県	警視庁 (東京都)	愛知県	大阪府	
警察官A	一般	43人	3人	3人	3人	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序を維持する職務に従事します。
警察官A (女性)	一般	13人				
合	計	56人	3人	3人	3人	

注1 警察官A採用共同試験については、申込書の受付後に志望する都府県を変更することはできません。

注2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

2 受験資格

(1) 年齢・性別等

試験種類	試験区分	都府県	年齢・性別	学歴
警察官A	一般	大分県	昭和61年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（4年制以上のもの）を卒業した者又は2020年3月までに卒業見込みの者（大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
		警視庁 (東京都)	昭和59年5月21日から平成10年4月1日まで生まれた男性	

警察官A (女性)	一般	大分県	愛知県	
			昭和61年4月2日以降に生まれた男性	昭和61年4月2日から平成14年4月1日まで生まれた男性
			昭和61年4月2日以降に生まれた女性	

注1 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

注2 大学卒業見込みの者が、2020年3月末までに卒業できなかった場合は採用されません。

(2) 日本国籍を有しない者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。

3 試験の実施

(1) 試験日時及び試験会場

試験	試験日時	試験会場
第1次試験	2019年5月19日（日） 入室開始 午前8時30分 着席完了 午前9時 試験時間 教養試験 午前9時30分から12時まで 体力試験・身体検査 午後1時頃から5時頃まで (注) 教養試験は、試験開始後30分を経過したら入室できません。体力試験・身体検査は、原則として遅刻を認めません。	大分県立爽風館高等学校 (大分市上野丘1丁目11番14号)
第2次試験	論文試験・体力試験Ⅱ・適性検査 2019年6月9日（日） 面接試験 2019年6月下旬から7月上旬までの指定する1日 具体的な日時等は、第1次試験合格通知の際にお知らせします。	大分市内
注	大分県以外の都府県 2019年8月中旬以降	大分県内 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐車は

できません。

(2) 試験の内容

ア 第1次試験

受験者全員に対して大学卒業程度の内容で次の試験種目を実施します。

(ア) 教養試験 (配点120点)

警察官として必要な一般的知識 (社会 (法律※、政治、経済、社会一般等)、人文 (日本史、世界史、地理、思想・哲学等)、自然 (数学、物理、化学、生物、地学等)) 及び知能 (文章理解 (英文を含む。))、判断推理、数的推理、資料解釈) について筆記試験をします。

(2時間30分 5枚択一式 50問)

※公務員倫理 (地方公務員法の服務に関する部分) を含む。

(イ) 体力試験 (配点80点)

警察官としての職務の遂行に必要な体力を有するかについて試験します。

実施種目	実施方法	基準値	
立幅とび	両足で同時に踏み切り、水平に前方へ跳躍	男性	205センチメートル以上
		女性	160センチメートル以上
上体起こし	仰臥の姿勢から上体起こし (30秒間)	男性	20回以上
		女性	15回以上
腕立伏臥腕屈伸	腕立ての姿勢から腕屈伸 (2秒に1回のリズム)	男性	25回以上
		女性	15回以上
時間往復走	5メートル幅の往復走 (15秒間)	男性	40メートル以上
		女性	35メートル以上

注1 基準値は大分県のものであり、都府県によって異なります。

注2 大分県においては、4種目のうち2種目以上が基準値に達しない場合は不合格となります。

(ウ) 資格加算 (配点10点)

大分県を受験する者で、次に掲げる資格所有者に一定点を加算します。ただし、英語、中国語及び韓国語の資格加算については、申込受付開始日から遡って2年以内に取得したものに限り有効とします。

加算資格	加算基準	加算点数
①実用英語技能検定 (英検) 準1級以上		
②TOEFL C650点以上 (IPテストを除く。)		

英語

- ③ TOEFL < PBT > 522点以上
- ④ TOEFL < iBT > 68点以上
- ⑤ 国際連合公用語英語検定 (国連英検) B級以上

10点

- ① 実用英語技能検定 (英検) 2級
- ② TOEFL C470点以上650点未満 (IPテストを除く。)
- ③ TOEFL < PBT > 460点以上522点未満
- ④ TOEFL < iBT > 48点以上68点未満
- ⑤ 国際連合公用語英語検定 (国連英検) C級

5点

- ① 中国語コミュニケーション能力検定 (TECC) 550点以上
- ② 中国語検定2級以上
- ③ 漢語水平考試5級以上

10点

中国語
① 中国語コミュニケーション能力検定 (TECC) 400点以上550点未満

5点

- ② 中国語検定3級
- ③ 漢語水平考試4級

韓国語
① ハンゲル能力検定2級以上
② 韓国語能力試験5級以上

10点

① ハンゲル能力検定準2級
② 韓国語能力試験4級

5点

簿記
① 日商簿記検定2級以上
② 全経簿記能力検定1級以上

柔道
2段以上 (公益財団法人講道館が認定するものに限る。)

10点

剣道
2段以上 (一般財団法人全日本剣道連盟が認定するものに限る。)

情報処理
ITパスポート試験 (除く情報処理技術者試験 (経済産業省所管の国家試験) 合格者)

5点

必要書類
上記資格を証明する書類 (合格証明書、スコアレポート又は役位を証明できる書類)

申請方法
申込書に必要事項を記入し、必要書類の写しを添付してください。また、第1次試験当日に必要な書類の原本を持参し、提出してください。

注1 申込時に必要書類が添付されており、かつ、第1次試験当日に原本により資格の確認ができる場合のみ加算対象とします。

注2 資格加点を希望する場合は、郵送又は持参により申込みしてください。インターネットでの申込みでは加点できません。

注3 加点資格ごとに設けた加点基準のいずれかを有する場合に10点又は5点を加点します。申請できる加点基準は、加点資格ごとに1つとし、複数の資格を有する場合についても、加点は10点までとします。

- (エ) 身体検査
警察官としての職務の遂行に必要な身体を有するかについて検査します。

検査種目	基準
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務の遂行に支障のないこと。
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。

注 基準は大分県のものであり、都府県によって異なります。

イ 第2次試験

第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。

- (ア) 論文試験（配点50点）
職務の遂行に必要な論理性、表現力等について筆記試験をします。
（1時間 800字以内）
- (イ) 体力試験Ⅱ（配点20点）
身体の全身持久力についての試験をします。
（20メートルシャトルラン（往復持久走））
- (ウ) 面接試験（配点300点）
人物について集団討論及び個別面接による試験をします。
（40分程度の個別面接を1回実施）
- (エ) 適性検査
職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。
なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。
- (オ) 身体精密検査
胸部疾患、伝染性疾患、内臓疾患、聴力等について検査します。

注 第2次試験の内容は、大分県のものであり、都府県によって異なります。

- ウ 受験資格等の調査
- ク 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

エ 合格者の決定方法

大分県においては、最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

- オ 留意事項
試験種目及び配点は、大分県のものであり、都府県によって異なります。

(3) 試験結果の発表

試験	発表の時期	発表の方法
大分県 第1次試験	2019年5月28日（火） 午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」（大分県庁舎本館1階県政展示ホール）に掲載するとともに、大分県のホームページに掲載します。
	第2次試験 2019年7月下旬以降	
大分県 以外の 都府県	第1次試験 2019年8月上旬から 8月中旬 第2次試験 2019年10月下旬から 11月上旬	各都府県が合格者に文書で通知します。

注1 合格者（大分県の試験の合格者に限る。）に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページを確認してください。

注2 第1次試験合格者（大分県の第1次試験の合格者に限る。）に郵送する第1次試験合格通知書に、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が5月30日（木）までに到着しない場合には、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

4 試験結果の情報提供

この採用試験の結果については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第5号）第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局へお問い合わせください。

務局までお越しください（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）。

試験	開示請求できる者	開示期間	開示内容	開示場所
第1次試験	大分県のみに志望した者	合格発表の日から起算して1月間	試験種別 試験得点 総合得点 及び総合順位	大分県人事委員会事務局 (大分県市町村会館6階)
第2次試験	大分県以外の都府県を志望した者	大分県以外の都府県の第1次試験不合格者 大分県以外の都府県の第2次試験受験者		
第2次試験	大分県の第2次試験受験者	合格発表の日から起算して1月間		

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

ア 大分県

(ア) 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿（原則として確定後1年間に有効）に成績順に登録されます。大分県人事委員会は、大分県警察本部長からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、大分県警察本部長がその中から採用者を決定します。

(イ) 採用予定時期は、2019年10月1日（既卒者のみ）又は2020年4月1日（既卒者及び新卒者）です。

(ウ) 採用後は巡査に任命され、警察学校において6月間の教育訓練を受け、修了後は警察署等に勤務します。

イ 大分県以外の都府県
各都府県に直接お問い合わせください。

(2) 給与

大分県の初任給は、採用時大学卒206,900円（平成31）年1月1日現在）で、このほか各種の手当が支給されます。また、職歴等を有する者は、条件に応じて加算されます。

なお、大分県以外の都府県の初任給及び各種手当等については、各都府県によって異なります。

6 受験手続

(1) 申込書等の請求

申込書等は、次の機関で配布します。

機関名	所在地等
大分県人事委員会事務局	〒870-0022 大分市大手町2-3-12（大分県市町村会館6階） 電話 097-506-5212
大分県警察本部警務課	〒870-8502 大分市大手町3-1-1（大分県庁舎新館8階） 電話 097-536-1111 内線5337 536-2131 内線2643・2646
大分中央警察署	〒870-0046 大分市荷揚町5-6 電話 097-533-2131
大分東警察署	〒870-0106 大分市鶴崎2200-8 電話 097-527-2131
大分南警察署	〒870-1173 大分市大字横瀬2212-1 電話 097-542-2131
別府警察署	〒874-0909 別府市田の湯町13-13 電話 0977-21-2131
杵築日出警察署	〒879-1502 速見郡日出町大字藤原字友田2277-2 電話 0977-72-2131
国東警察署	〒873-0503 国東市国東町鶴川48-1 電話 0978-72-2131
豊後高田警察署	〒879-0621 豊後高田市是永町32-1 電話 0978-22-2131
宇佐警察署	〒879-0453 宇佐市大字上田1010-1 電話 0978-32-2131
中津警察署	〒871-0024 中津市中央町1-2-10 電話 0979-22-2131
玖珠警察署	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇467 電話 0973-72-2131
日田警察署	〒877-0025 日田市田島2-8-1 電話 0973-23-2131

竹田警察署	〒878-0025 竹田市大字拝田原221 電話 0974-63-2131	中津土木事務所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16（中津総合庁舎） 電話 0979-22-2110
豊後大野警察署	〒879-7125 豊後大野市三重町内田1196 電話 0974-22-2131	大分県東京事務所	〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2（ヒューリ）ツク西 銀座ビル6階）電話 03-6862-8787
佐伯警察署	〒876-0012 佐伯市大字鶴望2825-4 電話 0972-22-2131	大分県大阪事務所	〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100（大阪駅前第 3ビル21階）電話 06-6345-0071
臼杵津久見警察署	〒875-0041 臼杵市大字臼杵72-61 電話 0972-62-2131	大分県福岡事務所	〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8（福岡天神セント ービル10階）電話 092-721-0041
杵築幹部交番	〒873-0001 杵築市大字杵築665-465 電話 0978-62-2131	大分県立図書館	〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972
津久見幹部交番	〒879-2441 津久見市中央町760-156 電話 0972-82-2131	注 郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒（240mm m×332mm）を同封し、大分県警察本部警務課に請求してください。	
大分県東部振興局	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1（国東総合庁舎） 電話 0978-72-1212	(2) 受付期間	
大分県南部振興局	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1（佐伯総合庁舎） 電話 0972-22-0390	ア インターネットによる申込みの場合	
大分県豊肥振興局	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2（竹田総合庁 舎）電話 0974-63-1171	2019（平成31）年3月25日（月）～4月18日（木）	
大分県西部振興局	〒877-0004 日田市城町1-1-10（日田総合庁舎） 電話 0973-23-2200	注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。	
大分県北部振興局	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1（宇佐総合庁舎） 電話 0978-32-1170	イ 郵送及び持参による申込みの場合	
豊後高田土木事務所	〒879-0621 豊後高田市是永町39（豊後高田総合庁舎） 電話 0978-22-2285	2019（平成31）年3月25日（月）～4月18日（木）（日曜日及び土曜日を除く。）	
別府土木事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211	注 郵送された申込書は、4月18日（木）までの消印があるものに限り受け付けま す。	
臼杵土木事務所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 電話 0972-63-4136	(3) 申込書の提出	
豊後大野土木事務所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123（豊後大野総合庁 舎）電話 0974-22-1056	ア インターネットによる申込みの場合	
玖珠土木事務所	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1（玖珠総合庁舎） 電話 0973-72-1152	大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでく ださい。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返 信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県警察本部警務課 まで連絡してください。	
		イ 郵送及び持参による申込みの場合	
		所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に62円切手を貼って、大分県警 察本部警務課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「警察官A受験」 と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続きを行ってください。簡易書留の	

受領証は受験票が届くまで保管してください。

なお、申込時には写真を貼らないでください。

(4) 申込者への受験票の送付

受験票は4月下旬に送付します。インターネットによる申込みの場合は、電子メールにより受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。郵送及び持参による申込みの場合は、申込時に指定のあつた宛先に受験票を郵送します。

また、受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

なお、5月8日(水)までに受験票が届かない場合は、大分県警察本部警務課にお問い合わせください。

(5) 共同試験の志望方法

警察官A採用試験は大分県人事委員会、警視庁(東京都)及び愛知県・大阪府警察本部による共同試験ですので、希望する都府県を受験することができます(大分県を第1志望とした場合のみ、大分県以外の都府県を第2志望にすることができます。大分県以外の都府県を第1志望とする場合は、第2志望を申し込むことはできません。)

なお、大分県を第1志望として、第1次試験に合格した場合、第2志望はないものとして取り扱われます。

7 問合せ先はほか

大分県警察本部警務課

電話 097-536-2131 内線2643・2646

大分県人事委員会事務局

電話 097-506-5212

大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>